

事業所防災リーダー通信 vol.44

事業所防災リーダーに向けて、防災知識や防災に関するお知らせ等を定期的に発信します。

事業所防災リーダーへのご登録、ありがとうございました！
東京都防災リーダー事務局からのお知らせです。
本メールは、事業所防災リーダーとして登録された際のメールアドレスにお送りしています。

<<事業所防災リーダー必携④④>>

◆お客様など施設利用者の安全確保について考える

東京都帰宅困難者対策条例では、施設管理者に施設利用者の安全確保のための必要な措置などを求めています。そこで、今回は施設利用者を保護するためには何が必要かを考えてみましょう。

ポイントは「**施設利用者は利用している施設の災害時対応をほとんど把握していない**」という点です。施設の職員が利用者に対して、**いかに迅速で的確な指示や対応ができるのか**が安全を確保できるかのカギになります。火災や大きな地震などが発生した場合には特に注意が必要です。お客様がパニックになることにより生じるケガなどの二次災害が起こらないようにするためにも、事前に対応を取り決めておきましょう。

事前に策定する内容の例

◆安全な場所への誘導

→安全確認のチェックリストの策定や周知方法の検討など

◆施設内での待機の際に必要な案内

→同意事項の策定や立入禁止エリアの設定など



また、大きな地震発生直後は、外部の帰宅困難者（お客様の他、取引先の従業員など）の方が施設内に一定期間留まる場合があります。従業員用の備蓄品の他、外部の帰宅困難者のために、10%程度の量を余分に備蓄するなどのご協力をお願いします。

東京都帰宅困難者対策条例では**従業員や利用者の保護**などについて**努力義務**としていますが、**これらを怠った場合**どのようなことが考えられるのでしょうか。

災害時の企業を取り巻く**法的責務**や**リーガルリスク**について、Q&A形式の動画で解説しておりますので是非ご活用ください！

[企業防災とリーガルリスク](#)

[帰宅困難者対策と企業の法的責務](#)

[一時滞在施設におけるリーガルリスクとその対応](#)

